

大情審答申第 454 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成29年9月12日付け大総務第e-99号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成29年5月2日付け大総務第e-17号による公開請求却下決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成29年4月4日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「平成28年12月26日（月曜日）に総務局行政部行政課（情報公開グループ）（以下「情報公開グループ」という。）がその日に行った業務に係る全ての書類とその日の業務に係る全ての記録（メールの開封時間や電話の通話時間を含む）」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 補正依頼

実施機関は、本件請求について、公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定が不十分であることを理由に、公文書が特定できる程度の事項を記載するよう平成29年4月11日付け大総務第e-4号により、審査請求人に対して、条例第6条第2項に基づく補正を求めた。

3 本件決定

審査請求人からは補正依頼に対する回答書が提出されず、本件請求に係る公文書が特定できないことから、本件請求を却下する理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

公開請求書に記載された内容では当該請求に係る公文書を特定できないことから、

平成29年4月11日付け大総務第e-4号により条例第6条第2項に基づく補正を求めたが、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため

4 審査請求

審査請求人は、平成29年6月9日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、公開請求の受理を求める。
- 2 本件決定において「当該公開請求に係る公文書を特定できない」との理由であるが、平成28年12月26日と情報公開グループに限定した請求であるので、行政機関はどのような公文書が存在するのか、その概要を示したうえで、必要な補正を求めるべきであるため。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

公開請求書に記載された内容は、特定日における情報公開グループが行った業務に係る全ての書類とその日の業務に係る全ての記録を求めるものであり、公文書の範囲は形式的、外形的には一応明確であるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であってその全てに係る公文書を請求しているとは考え難いことや保有する公文書の量等に照らして、公文書の公開請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。よって「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とであると到底認められず、処分庁は審査請求人に対し、処分庁が合理的な努力をすることにより公文書が特定できる程度の事項を記載するよう平成29年4月11日付け大総務第e-4号により条例第6条第2項に基づく補正を求めた。

その際、審査請求人に対し補正の具体例として「平成28年12月26日付けで受け付けた公文書公開請求に係る受付簿、公開請求書の写し、平成28年12月26日の市民相談室会議室予定表、平成28年12月26日付け決裁の決裁文書等」という項目を示して補正の参考となる情報提供を行っている。

しかしながら、審査請求人からは補正依頼に対する回答書が提出されず、本件請求に係る公文書が特定できないことから、条例第6条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体

的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定することができないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、どのような公文書が存在するのか実施機関が概要を示した上で補正を求めるべきであるとの理由で本件決定を取り消し、公開決定等すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第6条について

ア 条例第6条第1項では、「前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出する方法…により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第2号で「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定しており、「その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」とは、請求時に公文書の名称が不明な場合には、知りたい内容等を具体的に記載するなど、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度の事項を記載する必要があると解される。

イ また、条例第6条第2項では、「実施機関は、公開請求書…に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。」と定めている。この規定の趣旨は、公開請求書に記載された内容が、同条第1項第2号が規定する「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」であるとは到底認められない場合には、実施機関は公開請求者に対して、実施機関が合理的な努力をすることにより公文書が特定できる程度の事項を記載するよう、補正を求めることができ、その場合には、原則として、公文書を検索し、その件名を知らせるなど、補正の参考となる情報提供に努めるものと解される。

(2) 条例第10条第2項について

条例第10条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき…は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と定めている。この「公開をしない旨の決定」には、公開請求が条例に規定する要件を満たさず、公開請求者が補正にも応じない場合や、公開請求が明らかに権利の濫用と認められる場合等に行われる公開請求却下決定も含まれると解される。

(3) 本件決定の妥当性について

本件請求に係る公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄には「…その日に行った業務に係る全ての書類とその日の業務に係る全ての記録」と記載されている。情報公開グループの担当する業務は複数に分かれており、情報公開グループの個別の業務を挙げて関連する公文書の公開を求める記載であればまだしも、「その日に行った業務に係る全て」や「その日の業務に係る全て」といった記載のみでは具体性に欠けており、その日に情報公開グループが行った業務と当該業務に係る書類及び記録との関連性は様々なものが想定されるため、どこまでの公文書が請求内容に含まれるのかは明確ではなく、特定が不十分であると認められる。

また、前記第4のとおり、実施機関は、審査請求人に対し補正の具体例として「平成28年12月26日付けで受け付けた公文書公開請求に係る受付簿、公開請求書の写し、平成28年12月26日の市民相談室会議室予定表、平成28年12月26日付け決裁の決裁文書等」という項目を示した上で補正を求めており、実施機関は審査請求人に対し具体的な公文書の件名を提示していることから、補正の参考となる情報を提供していると認められる。

以上を踏まえると、本件請求は、条例が公開請求に際して請求要件として規定した条例第6条第1項第2号の「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」が記載されたものとは認められず、さらに審査請求人が補正にも応じていないことから、条例が規定する請求要件を満たしていない公開請求であると認められる。

したがって、実施機関が、本件請求について条例第6条第1項に規定する請求要件を満たしていないことを理由に行った本件決定は、妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成29年度諮問受理第10号

年 月 日	経 過
平成29年9月12日	諮問書の受理
平成29年10月6日	実施機関からの意見書の収受
平成30年3月12日	調査審議
平成30年4月11日	調査審議
平成30年6月29日	答申